

非上場株式の譲渡における税務のポイント

一般社団法人大番頭M&Aサポート 公認会計士 内藤悠理
2022/10/5

目次

1. 非上場株式の譲渡場面
2. 各場面の課税関係

1. 非上場株式の譲渡場面

1. 非上場株式の譲渡場面

本セミナーでは、非上場株式の譲渡における典型的な場面として以下のケースを想定します。

1-1 A社がA社従業員からA社株式を買い取る

1-2 A社オーナーがA社従業員からA社株式を買い取る

1-3 A社従業員がA社従業員からA社株式を買い取る

1-4 A社の兄弟会社であるB社がA社従業員からA社株式を買い取る

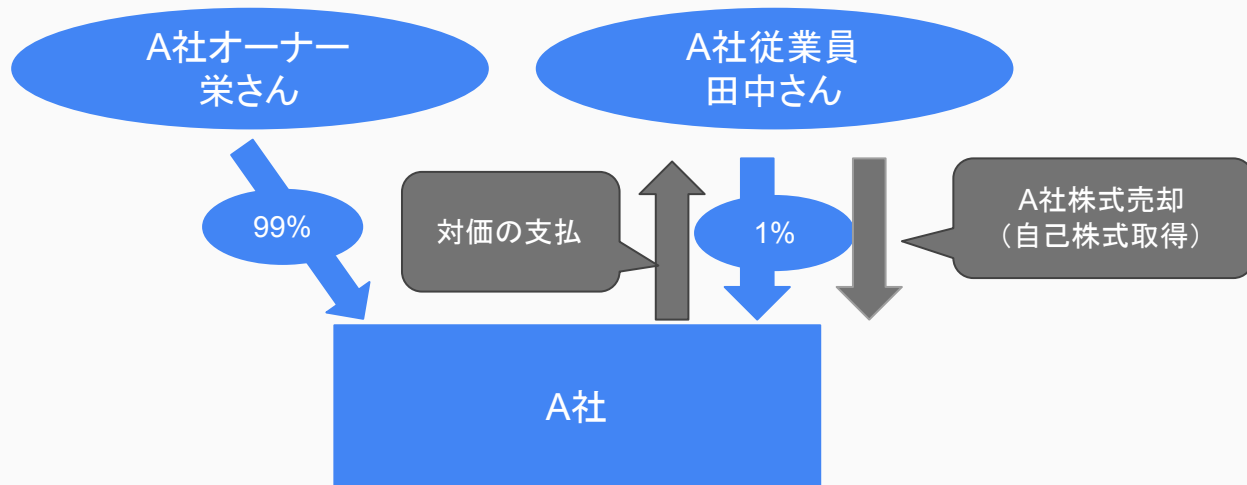
1-5 A社がA社オーナーの配偶者からA社株式を買い取る

1-6 A社の兄弟会社であるB社がA社オーナーの配偶者からA社株式を買い取る

※M&Aのような純然たる第三者間での非上場株式の譲渡は本セミナーの対象外です。

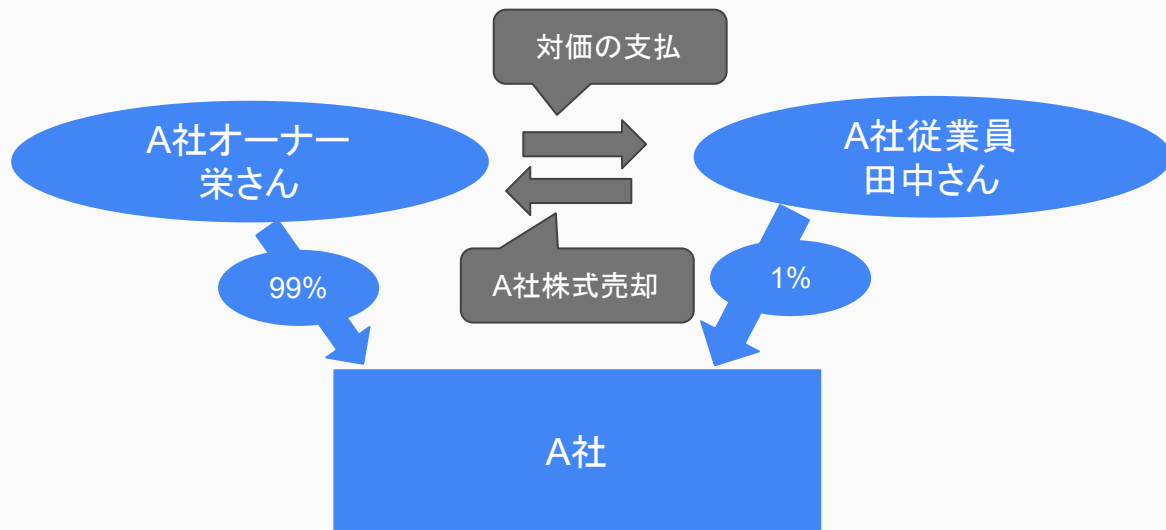
1. 非上場株式の譲渡場面

1-1 A社がA社従業員からA社株式を買い取る



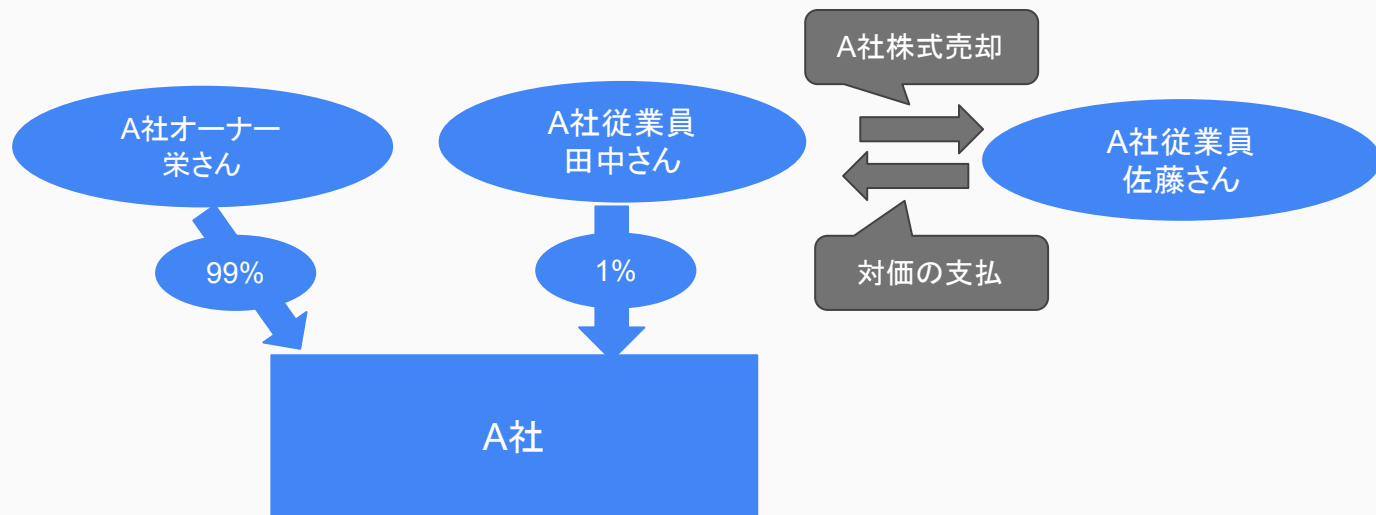
1. 非上場株式の譲渡場面

1-2 A社オーナーがA社従業員からA社株式を買い取る



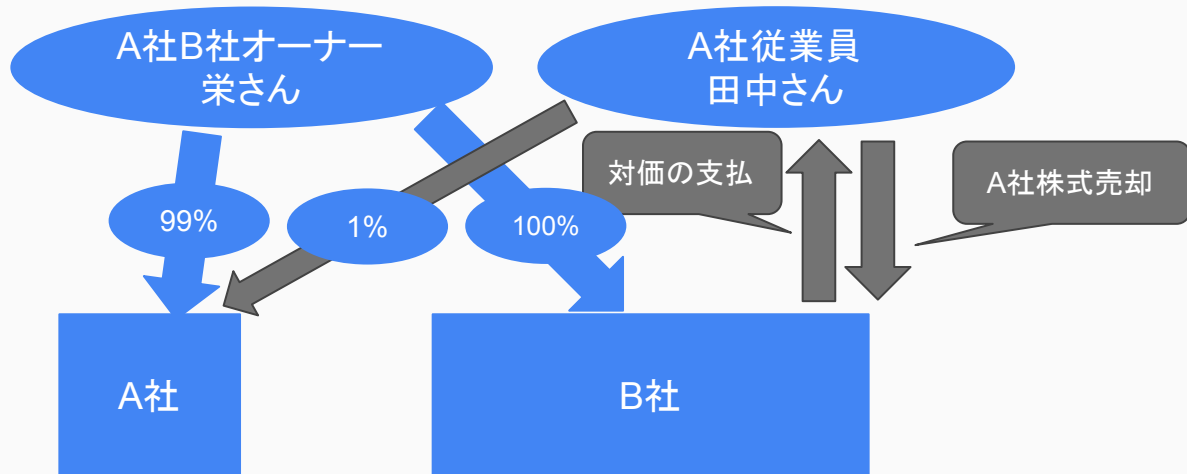
1. 非上場株式の譲渡場面

1-3 A社従業員がA社従業員からA社株式を買い取る



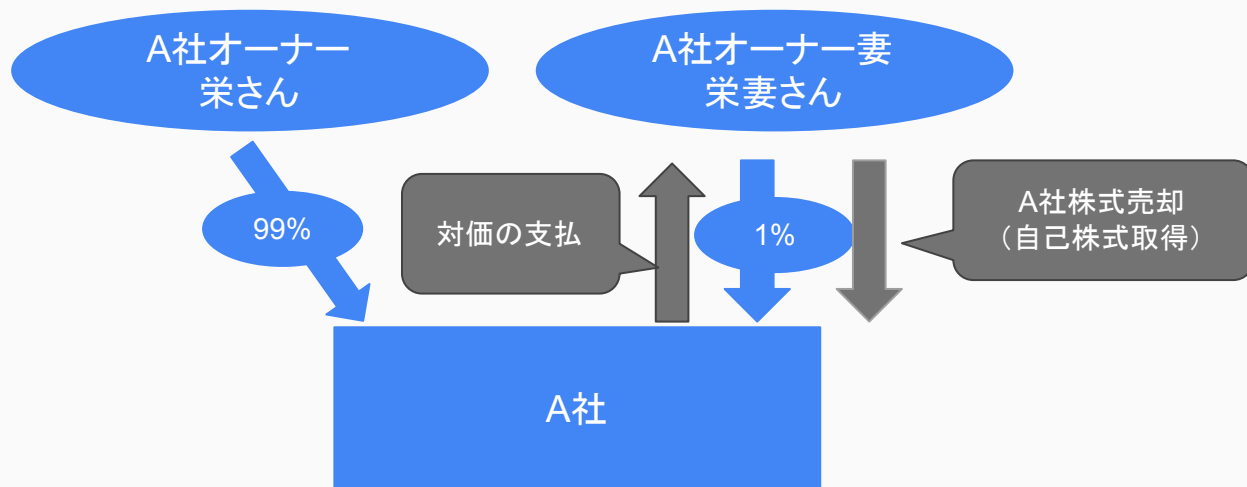
1. 非上場株式の譲渡場面

1-4 A社の兄弟会社であるB社がA社従業員からA社株式を買い取る



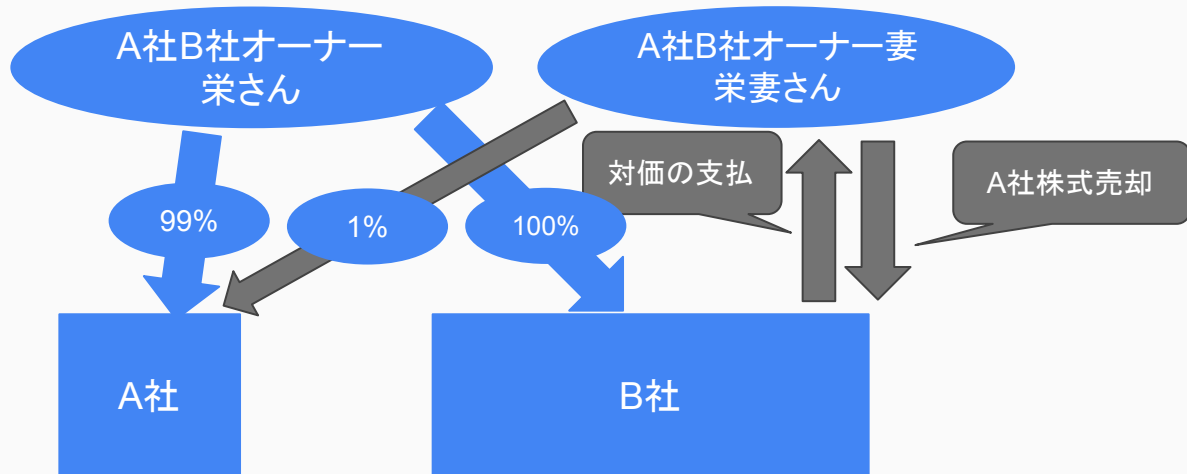
1. 非上場株式の譲渡場面

1-5 A社がA社オーナーの配偶者からA社株式を買い取る



1. 非上場株式の譲渡場面

1-6 A社の兄弟会社であるB社がA社オーナーの配偶者からA社株式を買い取る



2. 各場面の課税関係

2-1. 法人・個人が株式の譲渡をする際の価額

1. 法人の場合

法人税法では「益金の額に算入する金額は、その販売若しくは譲渡をした資産の引き渡しの時における価額又はその提供した役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。」(法法 22の2④)とされ、この金額について「原則として資産の販売等につき第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額をいう。」(法基通 2-1-1の10)と規定されています。つまり、法人は**時価で株式譲渡を行うことが原則**になります。

2. 個人の場合

所得税法では、「各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、その年において収入すべき金額とする。」(所法 36①)と規定されています。この収入すべき金額は、例外はありますが、法人税のように時価による課税をするものではなく、**原則として取引当事者間で決めた対価**の額に基づき所得税の課税が行われます。

2-1-1. 時価とは？

2-1において時価という言葉が出てきましたが、「身内」で非上場株式の取引する際の時価について、3つの時価が存在しています。

- ①相続税法上の時価(株価)
- ②所得税法上の時価(株価)
- ③法人税法上の時価(株価)

3つの時価についてそれぞれ見ていきます。

2-1-1. 時価とは？

①相続税法上の時価(株価)

相続や贈与が発生した際に使われる時価です。大きくA)またはB)の評価方法があります。

A)原則的評価法...オーナー家に適用される評価方法。類似業種比準方式、純資産価額方式、併用方式のいずれかで評価される。B)と比べると高い金額。

B)特例的評価法...オーナー家以外に適用される評価方法。配当還元方式で評価される。比較的安い金額。A)と比べると低い金額。

2-1-1. 時価とは？

②所得税法上の時価(株価)

所得税においては、取引当事者間で決めた対価で取引をするのが原則です。

ですが、個人から法人へ、時価の1/2未満で譲渡する場合に特殊な課税関係が生じることがあります。そこで、実務上は、所得税法・所得税基本通達に従い所得税法上の時価を決定します。所得税法・所得税基本通達において、一定の条件を満たすことで、②所得税法上の時価を①相続税法上の時価(株価)によることができるとなっています。

2-1-1. 時価とは？

③法人税法上の時価(株価)

法人税においては、時価で取引をするのが原則です。法人税基本通達によると、一定の条件を満たすことで、③法人税法上の時価を①相続税法上の時価(株価)に用いることができるとなっています。

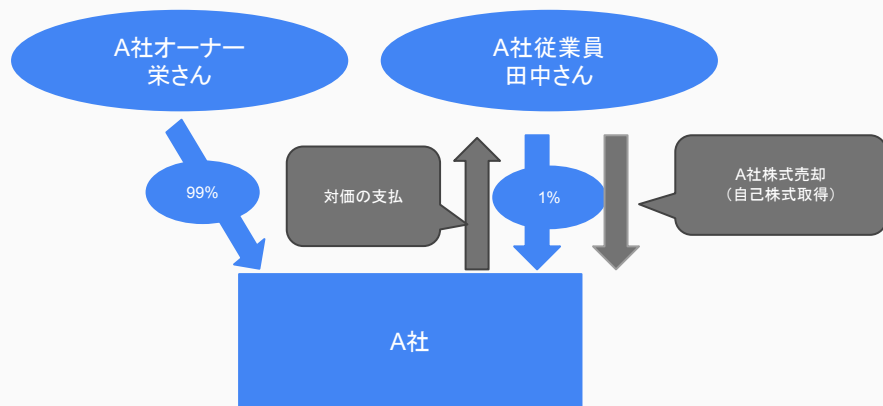
2-2. 固定資産を時価より低額で譲渡した場合の課税関係

2-1-1で見ていただいた時価で譲渡をすれば、原則、税務上の問題は生じません。しかし時価未満で譲渡するとどのような税務上の問題が生じるのかを把握しておくことが、実務上重要です。それをまとめたのが下記の表ですが、2-3以降のスライドで下記の表を具体的にみてみます。

譲渡者	譲受者	譲渡価額	譲渡者に対する課税関係	譲受者に対する課税関係
個人	個人	時価の1/2以上	通常の譲渡所得の金額計算(みなし譲渡課税なし)	著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合には、譲渡価額と相続税評価額又は通常の取引価額の差額はみなし贈与
		時価の1/2未満	同上	
	法人	時価の1/2以上	通常の譲渡所得の金額計算	譲受価額と時価の差額は受贈益
		時価の1/2未満	みなし譲渡課税	
法人	個人	時価未満	時価と譲渡価額の差額は寄附金(譲受者が役員などである場合には役員給与)	譲受価額と時価の差額は、一般的には一時所得(譲受者が譲渡者である法人の役員などである場合には給与所得)
	法人	時価未満	時価と譲渡価額の差額は寄附金	譲受価額と時価の差額は受贈益

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-1 A社がA社従業員からA社株式を買い取る



(前提)

A社にとってのA社株式時価 10,000円

田中さんにとってのA社株式時価 3,000円

田中さんのA社株式簿価 500円

A社にとってのA社株式時価と田中さんにとってのA社株式時価が違う！ことがポイントです。

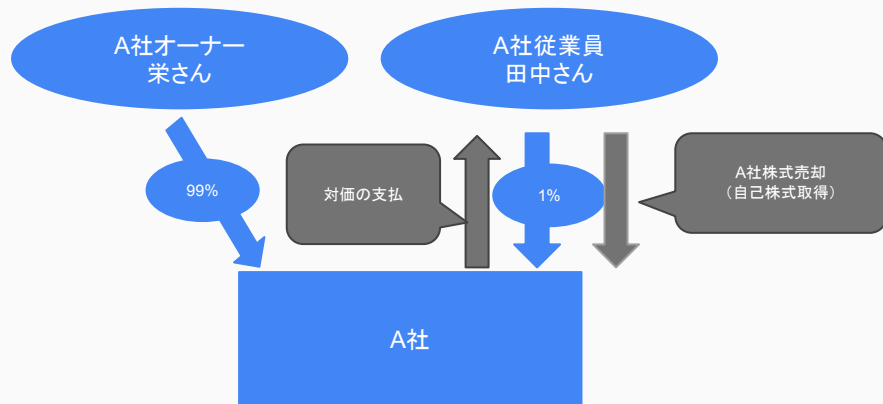
なぜ違うかという、田中さんはA社のオーナー以外の株主のため、田中さんにとってのA社株式時価は特例的評価法で評価することになります。

一方でA社にとってA社はオーナー株主と扱われ、A社にとってのA社株式時価は原則的評価法で評価することになります。

同じA社株式でも二つの評価方法があるため、人によって時価が違うことになります(一物二価)。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-1 A社がA社従業員からA社株式を買い取る



(前提)

A社にとってのA社株式時価 10,000円

田中さんにとってのA社株式時価 3,000円

田中さんのA社株式簿価 500円

(田中さんの課税関係)

① 1,000円で譲渡する場合

実際の取引価額1,000円-簿価500円=500円が配当所得になります(みなし配当)。

1,000円で譲渡すると田中さんにとっての時価3,000円の1/2未満(3,000円×1/2=1,500円)のため、「低額譲渡」に該当します。

そうすると、時価3,000円-配当500円-簿価500円=2,000円が譲渡所得になります(みなし譲渡)。

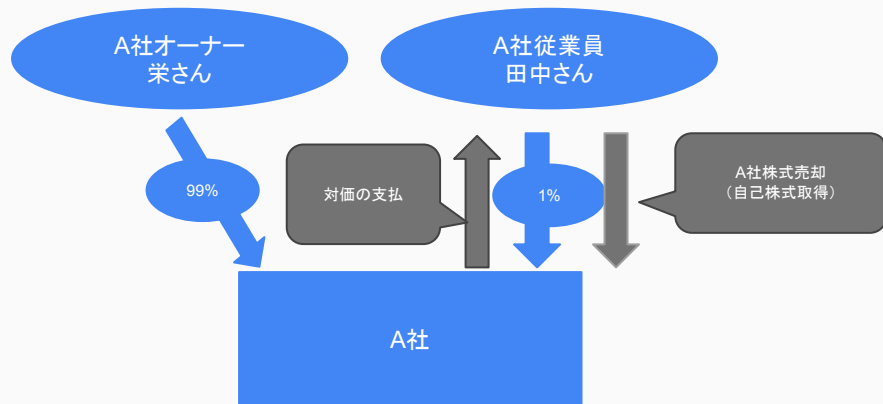
② 2,000円で譲渡する場合

実際の取引価額2,000円-簿価500円=1,500円が配当所得になります。

2,000円で譲渡すると、田中さんにとっての時価3,000円の1/2以上(3,000円×1/2=1,500円)のため、「低額譲渡」に該当せず、譲渡所得は発生しません。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-1 A社がA社従業員からA社株式を買い取る



(前提)

A社にとってのA社株式時価 10,000円

田中さんにとってのA社株式時価 3,000円

田中さんのA社株式簿価 500円

(A社の課税関係)

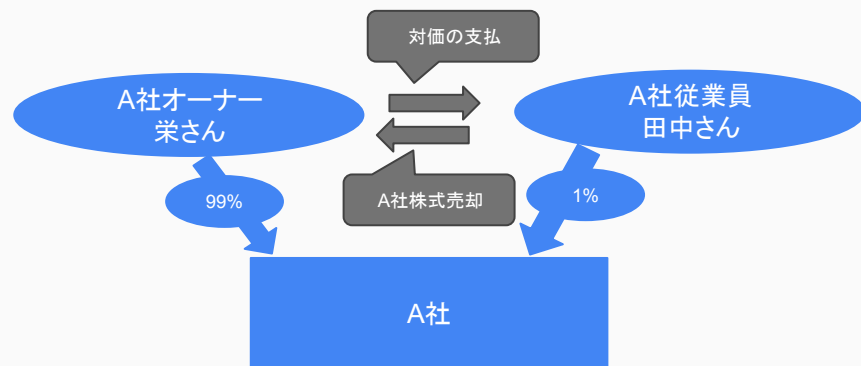
自己株式の取得になるため(資本取引に該当するため)、課税はありません。

A社がA社株式を取得することから、みなし配当が発生する関係で、①のケースについては500円について②のケースでは1,500円について、20.42%の源泉所得税の預かりと納税が必要です。

また、時価と取引価額との差額が、田中さんからA社オーナー 栄さんへの贈与とみなされる可能性があります。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-2 A社オーナーがA社従業員からA社株式を買い取る



(前提)

A社オーナー栄さんにとってのA社株式時価 10,000円

田中さんにとってのA社株式時価 3,000円

田中さんのA社株式簿価 500円

(田中さんの課税関係)

① 1,000円で譲渡する場合

実際の取引価額1,000円-簿価500円=500円が譲渡所得になります。

個人間の譲渡のため、みなし譲渡課税はありません。

② 2,000円で譲渡する場合

実際の取引価額2,000円-簿価500円=1,500円が譲渡所得になります。

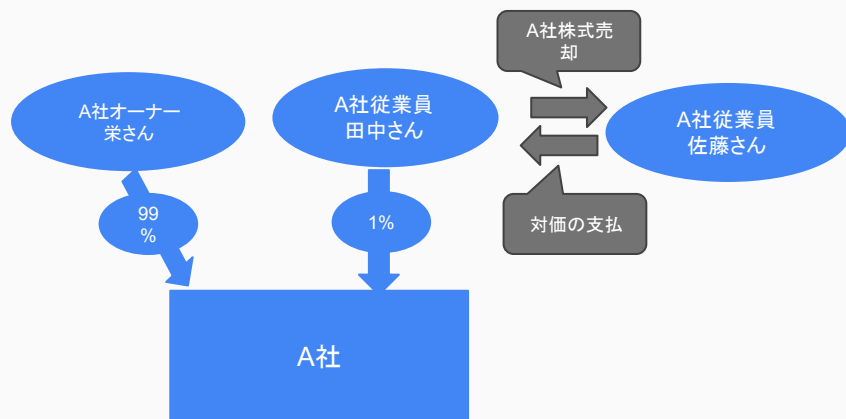
(栄さんの課税関係)

時価未満の取引の場合、時価と実際の取引価額の差額が、みなし贈与とされる可能性があります。

①の場合には栄さんにとっての時価0,000円-実際の取引価額1,000円=9,000円が、②の場合8,000円が、贈与された金額と認定される可能性があります。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-3 A社従業員がA社従業員からA社株式を買い取る



(前提)

佐藤さんにとってのA社株式時価 3,000円
田中さんにとってのA社株式時価 3,000円
田中さんのA社株式簿価 500円

(田中さんの課税関係)

① 1,000円で譲渡する場合

実際の取引価額1,000円-簿価500円=500円が譲渡所得になります。

個人間の譲渡のため、みなし譲渡課税はありません。

② 2,000円で譲渡する場合

実際の取引価額2,000円-簿価500円=1,500円が譲渡所得になります。

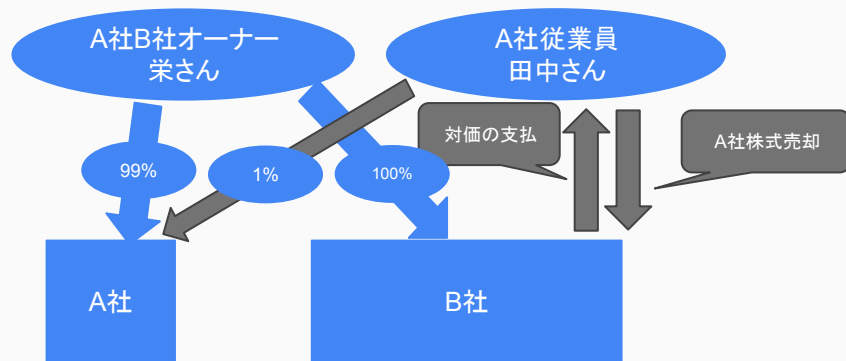
(佐藤さんの課税関係)

時価未満の取引の場合、時価と実際の取引価額の差額が、みなし贈与とされる可能性があります。

①の場合には佐藤さんにとっての時価3,000円-実際の取引価額1,000円=2,000円が、②の場合1,000円が、贈与された金額と認定される可能性があります。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-4 A社の兄弟会社であるB社がA社従業員からA社株式を買い取る



(前提)

B社にとってのA社株式時価 10,000円

田中さんにとってのA社株式時価 3,000円

田中さんのA社株式簿価 500円

(田中さんの課税関係)

① 1,000円で譲渡する場合

1,000円で譲渡すると田中さんにとっての時価3,000円の1/2未満($3,000円 \times 1/2 = 1,500円$)のため、「低額譲渡」に該当します。

そうすると、時価3,000円-簿価500円の差額2,500円が譲渡所得になります(みなし譲渡)。

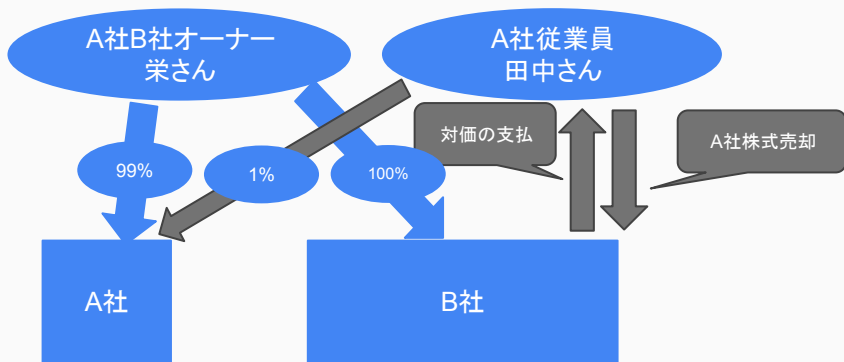
② 2,000円で譲渡する場合

2,000円で譲渡すると、田中さんにとっての時価3,000円の1/2以上($3,000円 \times 1/2 = 1,500円$)のため、「低額譲渡」に該当しません。

そうすると、実際の取引価額2,000円-簿価500円の差額1,500円が譲渡所得になります。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-4 A社の兄弟会社であるB社がA社従業員からA社株式を買い取る



(前提)

B社にとってのA社株式時価 10,000円

田中さんにとってのA社株式時価 3,000円

田中さんのA社株式簿価 500円

(B社の課税関係)

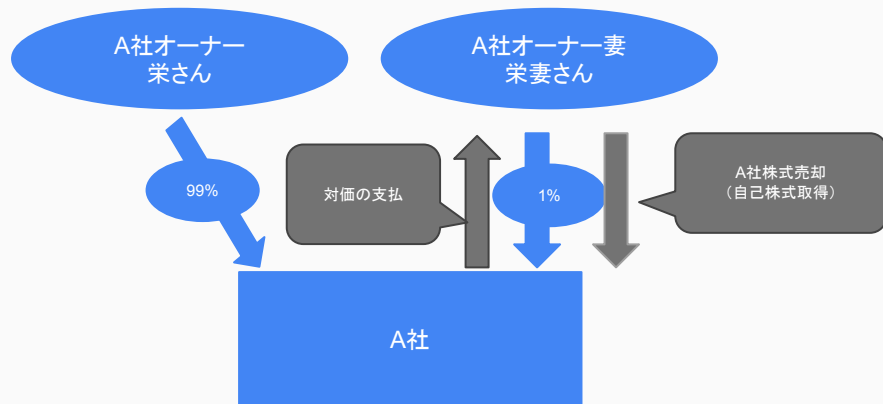
時価未満の取引の場合、時価と実際の取引価額の差額が、受贈益となります。

①の場合にはB社にとっての時価10,000円-実際の取引価額1,000円=9,000円が、②の場合8,000円が、受贈益となり法人税の対象になります。

また、上記受贈益額が、田中さんからA社オーナー栄さんへの贈与とみなされる可能性があります。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-5 A社がA社オーナーの配偶者からA社株式を買い取る



(前提)

A社にとってのA社株式時価 10,000円

栄妻さんにとってのA社株式時価 10,000円

栄妻さんのA社株式簿価 500円

(栄妻さんの課税関係)

① 2,000円で譲渡する場合

実際の取引価額2,000円-簿価500円=1,500円が配当所得になります(みなし配当)。

2,000円で譲渡すると栄妻さんにとっての時価0,000円の1/2未満(10,000円×1/2=5,000円)のため、「低額譲渡」に該当します。

そうすると、時価10,000円-配当1,500円-簿価500円の差額8,000円が譲渡所得になります(みなし譲渡)。

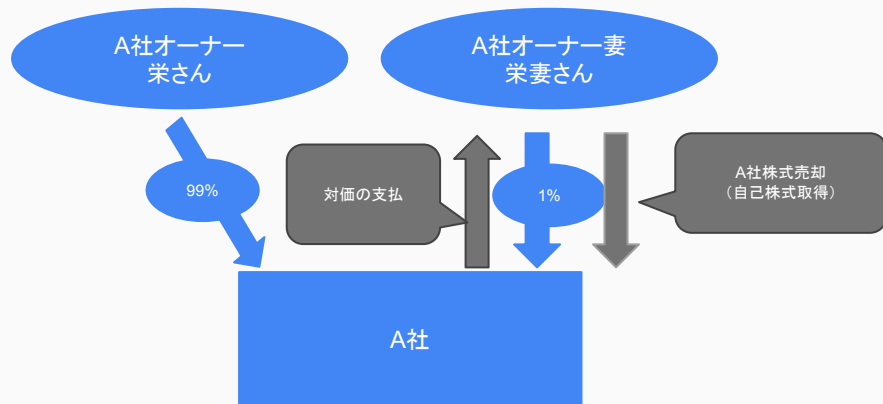
② 8,000円で譲渡する場合

実際の取引価額8,000円-簿価500円=7,500円が配当所得になります。

8,000円で譲渡すると、栄妻さんにとっての時価0,000円の1/2以上(10,000円×1/2=5,000円)のため、「低額譲渡」に該当せず、譲渡所得は発生しません。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-5 A社がA社オーナーの配偶者からA社株式を買い取る



(前提)

A社にとってのA社株式時価 10,000円

栄妻さんにとってのA社株式時価 10,000円

栄妻さんのA社株式簿価 500円

(A社の課税関係)

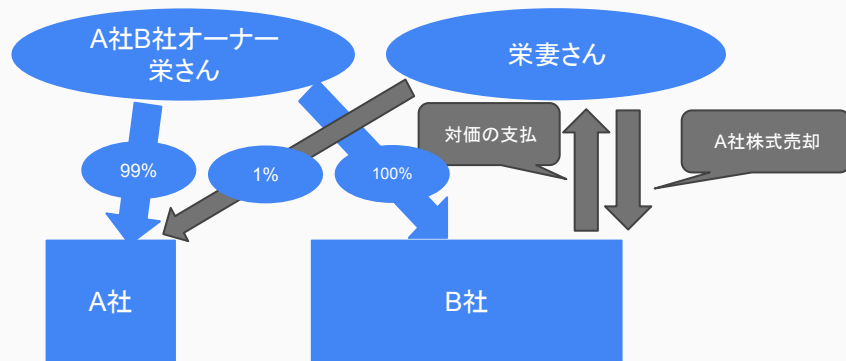
自己株式の取得になるため(資本取引に該当するため)、課税はありません。

A社がA社株式を取得することから、みなし配当が発生する関係で、①のケースについては1,500円について②のケースでは7,500円について、20.42%の源泉所得税の預かりと納税が必要です。

また、時価と取引価額との差額が、栄妻さんから栄さんへの贈与とみなされる可能性があります。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-6 A社の兄弟会社であるB社がA社オーナーの配偶者からA社株式を買い取る



(前提)

B社にとってのA社株式時価 10,000円

栄妻さんにとってのA社株式時価 10,000円

栄妻さんのA社株式簿価 500円

(栄妻さんの課税関係)

① 2,000円で譲渡する場合

2,000円で譲渡すると栄妻さんにとっての時価0,000円の1/2未満($10,000円 \times 1/2 = 5,000円$)のため、「低額譲渡」に該当します。

そうすると、時価10,000円-簿価500円の差額9,500円が譲渡所得になります(みなし譲渡)。

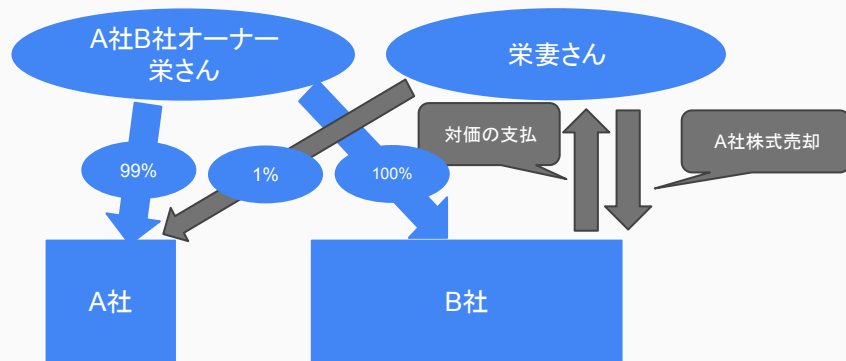
② 8,000円で譲渡する場合

8,000円で譲渡すると、栄妻さんにとっての時価0,000円の1/2以上($10,000円 \times 1/2 = 5,000円$)のため、「低額譲渡」に該当しません。

そうすると、実際の取引価額8,000円-簿価500円の差額7,500円が譲渡所得になります。

2-3. 各ケースへのあてはめ

1-6 A社の兄弟会社であるB社がA社オーナーの配偶者からA社株式を買い取る



(前提)

B社にとってのA社株式時価 10,000円

栄妻さんにとってのA社株式時価 10,000円

栄妻さんのA社株式簿価 500円

(B社の課税関係)

時価未満の取引の場合、時価と実際の取引価額の差額が、受贈益となります。

①の場合にはB社にとっての時価10,000円-実際の取引価額2,000円=8,000円が、②の場合2,000円が、受贈益となり法人税の対象になります。

また、上記受贈益額が、栄妻さんから栄さんへの贈与とみなされる可能性があります。

まとめ



- ①非上場株式の時価は、オーナー株主と非オーナー株主で評価額が異なります(一物二価)。
- ②時価より低い価額で取引する場合、譲渡者・譲受者に、みなし譲渡やみなし贈与、受贈益など思わぬ課税が生じる可能性があります。①と合わせて、取引金額は慎重に決定しなければいけません。
- ③会社が自己株式を取得することになるケースでは、譲渡者に配当所得が生じる場合があります。それに合わせて、会社では源泉所得税の預かりと納税が必要になります。

ありがとうございました

連絡先:

一般社団法人大番頭M&Aサポート

460-0024

名古屋市中区正木4-10-16

内藤悠理

mail:naito@kondoukaikai.jp

tel:052-228-2223

<https://www.kondoukaikai.jp/>

